真正商品並行輸入の法的対策

万国法律事務所
弁護士　鍾文岳
2014.12.04

並行輸入の定義

- 特許、商標、著作権等知的財産権者が生産、製造した物品又は当該各権利者が生産、製造を許諾した物品をその同意を得ずに国内に輸入することを言う。並行輸入した物品が真正商品であるため、「真正商品の並行輸入」とも言う。
- 早期に並行輸入された商品は船便が多かったため、「水貨」とも呼ばれる。
- このように正式な授権を受けていない真正商品の輸入販売市場を「グレーマーケット（gray market）」といい、並行輸入品を「グレーマーケット商品（gray-market goods）」という。

並行輸入が形成されるメカニズム

- 大まかに「為替レート」、「物価」及び「経営戦略」に分けられる：

一、各国の為替レート、生産コストが異なる。
二、知的財産権に係るロイヤリティが各被許諾者（国）によって異なる。
三、各国の物価水準が異なるため、企業には海外経営戦略がある。
四、流行の先取り。並行輸入業者は代理店に先取りしてヒット商品を輸入する。

一、台湾における現行法の並行輸入に関する規範

1. 専利法
第59条第1項第6号
2. 商標法
第36条第2項
3. 著作権法
第59-1条
第87条第1項第4号
第87-1条第1項第5、6号
4. 公平交易法
第20条第1項第1号
第21条
第24条
5. その他
植物種苗法
積体電路布局保護法
商品検験法
電信管制射頻器材管理弁法
食品安全衛生管理法
薬事法

1-1　専利法

（1）関連条文：

- 第58条第1項

「物の特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その同意を得ずに、他人がその特許を実施することを<u>排除する権利を専有する</u>」

第58条第2項

「物の特許の実施とは、当該物を製造、販売の申し出、販売、使用をする行為、又はこれらを目的として輸入する行為を言う。」

- 第58条第3項

「方法の特許の実施とは、次の各号に掲げる行為を言う。

1. 当該方法を使用する行為
2. 当該方法により直接に製造した物を使用、販売の申し出、販売をする行為、又はこれらを目的として輸入する行為。」

- 第59条第1項第6号

「特許権者が製造した又はその同意を得て製造された特許物品が販売されてから、当該物品を使用又は再販売したときに、発明特許権の効力が<u>及ばない</u>。上記の製造、販売は<u>国内に限らない</u>」

1-2 専利法

（2）国際消尽原則

（3）真正商品の並行輸入を禁止していない

（4）国際消尽原則の境界線はどこにあるのか

- 問題：専利法第59条1項6号の「使用」の定義及び範囲
- アメリカ法では、「repair（回復）」と「reconstruction（複製）」の区別問題を検討しているが、台湾の実務では、それに関する判決が少ない

1-3 專利法

A. サイズを直して再度販売することは、特許侵害を構成しない

- **最高裁判所98年度台上字第597号判決**

（補強下着案件）：

「專利法第108条は第57第1項第6号の規定を準用し、特許権者が製造した又はその同意を得て製造された特許物品の販売後に、当該物品の使用又は再販売の何れの場合においても、特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者自らにより製造、販売された特許物品を改造してから販売しても、特許権侵害にはならない。」

1-4 専利法

B. 改装加工した後販売しても、特許請求の範囲に入る場合、特許侵害を構成する。

- 最高裁判所98台上1824号判決（気動主機案)

  本来、被上訴人の権利が該気動主機本体の販売により消尽し、竣稜社は該気動主機を単独で販売又は使用することができるが、竣稜社は該気動主機の本体及び管路に竣稜社のシールを貼り、その本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせ、巻き取り式シャッターの保護装置を構成して建築坊社に販売している。該保護装置の技術的内容は係争特許の特許請求の範囲の技術的特徴と同一であることが鑑定からわかり、係争実用新案登録の登録範囲に入っており…竣稜社が上記の気動主機の本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせた全体装置を販売することは依然として被控訴人の係争特許を侵害することに属している。

1-5 専利法

C. 権利消尽原則は、規範の目的及び案件毎の具体的な事情を総合的に鑑みて、権利消尽原則の本質を踏まえ、その適用・効力を探求する。

- 知的財産裁判所101民専訴73(光ディスク事件)

「訴外人は原告から許諾を受けて、その特許技術を使用し光学ドライブを製造し、一方、被告は訴外人からその製造したDVD-R/RWドライブを購入し、且つ当該光学ドライブを使用し光ディスクを製造した。…然しながら、**原告が訴外人から受け取る光学ドライブ1台当りのロイヤリティはせいぜい10米ドルなので、被告に光ディスクの製造を許諾してニュー台湾ドル数10億元の利益を得させる意思がないことは明らかである**。以上により、原告は係争特許の許諾により二重利益を獲得していない上、当該光学ドライブで製造された光ディスクの一般者への流通を妨害する意思もないことから、係争特許の効力は被告の製造した光ディスクに対し権力を主張することができる。よって、被告が係争特許は既に権力を消尽させたと弁解したのは、採るに足りない。」

2-1 商標法

（1）関連条文

- 第36条第2項：「登録商標が付される商品が商標権者又はその同意を得た者により市場において取引され流通されるときは、商標権者は当該商品について商標専用権を主張することができない。但し、商品の変質、毀損を防止するため、又はその他正当な事由があるときは、この限りでない」

（2）国際消尽原則

（3）真正商品の並行輸入を禁止していない

2-2 商標法

（4）　実務見解：

台湾高等裁判所97年度上更（一）字第30号刑事判決

「販売している商品が「水貨」と言われている外国で合法的に製造された真正商品であり、このような真正商品の並行輸入された**商品の品質が内国権利者の販売する同一商品と同じであり、消費者の混同誤認、欺瞞の虞がないとき、内国権利者の信用・名声及び消費者の利益を該することなく、且つ内国権利者による国内市場の独占、商品価格の操作を防止することができ、却って価格競争を促し、消費者が同一商品を購入する際に異なる選択肢が提供されることとなり、自由競争による利益をもたらすので**、商標法の目的に反することがないので、この範囲においては、**商標権侵害を構成しないと認めるべく**、つまり、商標権侵害をもって罪を定める余地がない。」

2-3 商標法

（5）国際消尽原則の境界線

- 最高裁判所刑事裁判82年台上字第5380号判決
  - 「『真正品並行輸入』の輸入業者は、その輸入した商標専用権者が生産販売する登録商標が付される真正品に対して、如何なる加工、改造又は変更をせずに原製品で販売するとき、当該商品の出所は正当であるため、商標権専用者又は授権使用者の信用･名声に損害を生じるいことはない･･･、且つ単純的な商品の説明、当該商品の広告など同類の書類に同一商標図形を適切に付すことができる。」
  - 「反対に、**原製品ではなく、勝手に加工、改造又は変更し、且つ同一の商標図形を当該商品に表彰する、又は当該商標図形を商品の広告など同類書類に付し、それを陳列・散布し、消費者に混同させ、それは商標専用権者又は授権使用者、**指定代理業者、販売店のものであると誤認させた場合、当然に悪意で他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標専用権を侵害する犯意があり、その情況により、商標法を適用する刑罰規定に処しなければならない。

2-4 商標法

（5）国際消尽原則の境界線

- 智財法院102民商訴49号民事判決

「但し、商品の変質または損傷を避ける為、またはその他正当な事由がある場合はこの限りではない。即ち、**商品が変動された後、客観上、消費者の当該商品に対する購入意欲、または当該商品を購入する価格に影響を与えるに足り、当該変動が消費者に混同誤認を生じる虞があると、**当該変動がされた商品と本来の商品との間に実質上の差があると認めるべきであり、構成商標権消尽原則の例外の事情を構成する。」

3-1　著作権法

（1）関連条文

- 第59-1条
  「台湾管轄区域内で著作権を取得した著作物オリジナル又はその合法的な複製物の所有権者は、所有権移転の方式でこれを頒布することができる。」
- 第87条第1項第4号
  「次のいずれかに該当する場合は、本件に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版権を侵害したものと見なす：
  四、著作権者の同意を得ずに著作物の原作品若しくはその複製物を輸入したとき。」

- 経済部知的財産局智慧財產局2003年11月18日付電子メール第921118号書簡：第87条第4号は「著作権商品」に限り適用するものとする。

3-2 著作権法

（1）関連条文

第87-1条第1項第5、6号

「⑤ 著作権者の同意を得ずに著作物の原作品若しくはその複製物を輸入したとき、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版権を侵害したものと見なす。

⑥貨物、機器若しくは設備の案内書又はマニュアルに付属して、貨物、機器又は設備の合法的輸入とともに輸入されたとき。但し、主に案内書又はマニュアルを輸入した時は、この限りでない。」

3-3 著作権法

（2）国内消尽原則
（3）著作物の真正商品並行輸入の禁止
（4）実務見解：

A. 最高法院 102年台上字第 2437 号 民事判決

「著作権法第87条之１第１項第４号の規定の目的は、著作財産権者の保護及び教育的利用が減少する影響の両方を均衡させることにあり、即ち、輸入対象物は貨物、機器または設備が主であり、当該著作物は貨物、機器または設備にとって付属設備であり、使用または操作の一体性に基づき、付随して輸入されることを認めるべきである。本件商品は一般的な革製品、コップ、ノートまたは服飾品などの貨物であり、系争美術著作を含むことにより、その他同じまたは類似する商品の価格よりも高く、さらに一部の消費者はその当該美術著作を含む商品を専門的に収集する目的があるものの、**関連消費者は当該商品を正常に使用し、系争著作物の有無により区別がない**。よって、商品は前掲の条文の免責事項に合致する。」

3-4 著作権法

B. 台湾高等裁判所93年度上更（二）字第333号判決

「更に第87条の1第1項第5号では「貨物、機器若しくは設備の案内書又はマニュアルに付属して、貨物、機器又は設備の合法的輸入とともに輸入されたとき。但し、主に案内書又はマニュアルを輸入した時は、この限りでない。」と規定しており、『**貨物、機器若しくは設備の合法的輸入と共に輸入された**』場合であり、且つ『**貨物、機器若しくは設備に付属する案内書若しくはマニュアル**』であって始めて同法第87条第4号の規定が適用されない。**貨物、機器若しくは設備に付属する取扱説明書若しくは操作マニュアルであれば、著作権法の保護範囲外と認定されるわけでない。**」

4-1 公平交易法

（1）関連条文

- 公平交易法第20条第1項第1号

  「関係する大衆周知の他人の氏名、商号又は会社名称、商標、商品容器、包装、外観又はそのほかの他人の商品を明示する象徴を以って、同一又は類似の方法で使用し、他人の商品と混同させる又は当該象徴を使用した商品を販売、運送、輸出又は**輸入**する行為」

4-1 公平交易法

（1）関連条文

- 第21条第1、2項

①　事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日付、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記をしてはならない

②　事業者は、前項の虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示のあった商品の販売、運送、輸出若しくは輸入をしてはならない

4-2 公平交易法

（2）実務見解：

- 公平交易委員会1992年4月22日付公研釈字第3号書簡

  一、真正商品の並行輸入は模倣の構成要件に該当しないため、公平交易法第20条の規定に違反しない 。

  二、真正商品の並行輸入が公平交易法第21条の規定に違反するか否かは、並行輸入業者の行為事実が意図的に消費者に商品の出所を誤認させるものであるかにより判断する。

- 行政裁判所86年度判字第2745号判決

  「広告の内容が一般消費者に、広告者が当該商品の台湾『総代理店』であり、並行輸入業者が『総代理店』の北区代理店」であると誤認させるので、虚偽不実であり且つ誤認を生じさせる虞がある。」

- 公平交易委員会2013年4月30日公処字第102053号

  「案件にかかる広告において、世界的に有名な4大イヤホンブランドの『台湾総代理店』によるものである等の言葉は、案件にかかる商品の出所が台湾総代理店であるという印象を与える。しかし、案件にかかる商品は並行輸入によって仕入れたもので、台湾総代理店から来たものではない・・・よって、案件にかかる広告が述べた内容は確かに事実と一致しておらず、虚偽不実で誤認を生じさせる表示である。」

4-3 公平交易法

（1）関連条文

- 第24条

「本法に別段の定めがある場合を除き、事業者はその他取引秩序に影響するに足りる欺瞞行為又は著しく公正に欠ける行為をしてはならない。」

（2）具体的な事例のタイプ：

- ただ乗り行為

 並行輸入の事業者は、許諾を受けた代理商の行った広告及び促進販売に便乗し、価格競争をする。

- 商品の出所を誤認させる行為

 並行輸入業者が商品の出所若しくは内容、業者の住所名称表示をあいまいにし、これ等の商品が許諾を受けた代理商から輸入されたものと意図的に消費者に誤認させる。

4-4 公平交易法

（3）判斷要件：

本条は、行為者の下記の要件を判断しなければならない。

①故意又は過失（主観要件）

②欺罔

a. 行為者は取引相手を欺瞞し又は重要な情報を隠れること

b. 行為者は誤導される恐れがあること

c. 行為は多数者を誤導しなければならない

③明らかに公正さが失われる（実務上の態様･類型）

a. 取引相手は自由的に取引するのか及び取引条項を決定することを妨害する

b. 市場の効能競争は損害されるか否か

◆甚だしくは、刑法の詐欺罪を構成する虞がある

5.1 植物種苗法

（1）関連条文

- 第51条1項：「種苗、種苗の収穫物若しくはその直接加工物の自由な輸出入を認めるべきである。但し、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境・生態系保全若しくは政策の需要のためであれば、制限を設けることができる。」
- 第52条第1項：「中央主務官庁の許可を得ずに、遺伝子組換え植物を輸入し又は輸出することができない。その許可方法は、中央主務官庁が定める。」

（2）実務現状

①原則として並行輸入を認めているが、例外の場合は制限を設けることができる。

②主務官庁の許可を得なければ遺伝子組換え植物に対し制限を設けることができない。

5.2　積体電路布局保護法

（1）関連条文

- 第17条：「回路配置の権利者は、他人がその同意を得ずに行った次の各号に定める行為を排除する権利を専有する：

  一、回路配置の一部若しくは全てを複製する行為。

  二、商業目的のために、回路配置又は当該回路配置に含まれる半導体集積回路を輸入、散布する行為。」
- 第18条3号：「回路配置権は、次の各号に掲げる場合に及ばない：

  三、合法に複製した回路配置若しくは半導体集積回路の所有者が、その合法的に所持する回路配置若しくは半導体集積回路を輸入し又は散布するとき。」

（2）国際消尽原則

5.3 商品検験法

（1）関連条文

- 第3条3号：

「次の商品が標準検験局が指定公告した種類、品目又は輸出先に該当する場合は、本法により検査認証を受けなければならない：

三、国内へ輸入する農産品・工業製品・鉱物品」

- 第60条第1項：

「検査認証の申込義務者が次のいずれかに該当する場合は、ニュー台湾ドル20万元以上200万元以下の罰金に処する：

一、第6条第1項若しくは第2項の規定に違反し、検査認証の規定に符合しない商品を工場から運び出し、輸出入若しくは市場に進出した場合。」

◆ 標準検験局が指定する農産品・工業製品・鉱産品であれば、何れも法により検査認証を受けなければならない。

5.4 電信法
電信管制射頻器材管理弁法

(1) 関連条文

- 電信管制射頻器材管理弁法第5条：

「電信法の規制を受ける無線周波を用いる装置の製造、輸入の業務を経営する場合、主務官庁の許可を得て、且つ電信管制射頻経営許可証の発行を受けなければ営業できない。」

- 電信管制射頻器材管理弁法第16条

「電信法の規制を受ける無線周波を用いる装置を輸入するとき、主務官庁の許可を得て、且つ電信管制射頻器材輸入許可証の発行を受けなければ輸入できない。前項の輸入許可証はインターネットにより申し込むことができる。その実施日程及び申込の流れは主務官庁が公告する。」

5.5 食品安全衛生管理法

（1）関係条文

第21条：

「中央主務機関の公告によって指定した食品、食品添加物、食品器具、食品容器、包装又は食品用洗剤は、中央主務機関の検査を経て登録し、且つ許可証の発行を受けなければ、製造、加工、配合、改装又は輸入、輸出をすることができない。」

（2）実務・現状

食品の場合、前述の定められた食品添加物と主務機関が指定した物品でなければ、真正品を並行輸入することができる。

5.6-1 薬事法

(1) 関係条文

- 第39条（藥品の検査登記）

「薬品の製造、輸入は、その成分、規格、性能、製法の要旨、検査規格及び関係資料又は証書を原文と中国語のラベル、原文と中国語の効能書き及び見本と共に、費用を納付して、中央衛生主務機関の検査登記に申請しなければならず、薬品許可証の発行を許可した後、始めて製造又は輸入することができる。」

- 第40条（医療器材の検査登記）

「医療器材の製造、輸入は、中央衛生主務機関の検査登記に申請し、且つ費用を納付しなければならず、薬品許可証の発行を許可した後、始めて製造又は輸入することができる。」

5.6-2 薬事法

（1） 関係条文

- 第27條1項（薬商許可証）

「凡そ医薬品の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業及び医療機器の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業になるための申請をする者は、直轄市又は県(市)衛生主務機関に許可、登記を申請し、免許料を納付して許可証を取得した後でなければ、営業をしてはならない。その登記事項に変更が生じたときは、変更登記手続をしなければならない。」

- 第65条（広告）

「医薬品の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業及び医療機器の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業でないものは、薬物の広告を行ってはならない。」

（2） 実務・現状

薬物輸入プロセスの管理が厳しく、検査・登記手続に当たって、該薬物の外国工場における資料を完備しなければならず、輸入業者も薬種商許可証を取得しなければならないので、原則として並行輸入することができない。

5.7 化粧品衛生管理條例

(1) 関係条文

- **化粧品衛生管理条例第7条1項：（薬用化粧品）**

  「輸入化粧品に医療又は毒劇薬品を含有しているとき、原料名称、成分、色素名称及びその用途を記載している申請書を、ラベル、効能書き、サンプル、包装、容器、化学検査報告書及び関係証明書とともに提出しなければならず、証書費用、査験費用を納め、中央衛生主務官庁に査験を申請する。**許可されて許可証を取得した後**、始めて輸入することができる」

- **化粧品衛生管理条例第7条2項：（薬用でない化粧品）**

  「輸入化粧品に医療又は劇毒薬品を含有していないとき、原料名称、成分、色素名称及びその用途を記載している申請書を、ラベル、効能書き及び関係証明書類とともに提出し、審査費を納め、**中央衛生主務官庁に準備検査を提起し**なければならない。**但し、中央衛生主務機関が、**準備検査を提起する**必要がないと公告したときは、この限りではない。**」

(2) 実務・現状

- 薬用化粧品（医薬部外品）は**輸入許可を取得しなければならない**
- 化粧品（薬用ではないもの）輸入の場合は、主務官庁に準備審査を提起さえすれば，原則には並行輸入を制限していない

6.　結び

（1）知的財産権の関係法律規定

- 専利法、商標法：原則として真正商品の並行輸入を許可する。
- 著作権法：真正商品の並行輸入を禁止する。
- このため、著作物以外の商品の場合、直接前述規定をもって並行輸入を制限する根拠とするのは難しい。

（2）その他の法律規定

薬事法、食品安全衛生管理法等その他規定は、直接並行輸入について規範していないが、ある程度の並行輸入を制限、禁止する効果がある。

二、法律以外の対策

（一）販売できる区域の限定による並行輸入を阻止する対策

（二）商品仕様やアフターサービスなどの区別により並行輸入を阻止する対策

（三）並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点

（一）販売できる区域の限定による並行輸入を阻止する対策

1. 販売できる区域の限定
2. 案例：

　ある製造業者Aは、台湾以外の代理店と「販売区域限定」条項を締結することにより、代理店が販売する商品を台湾へ輸出できないよう制限し、真正商品が台湾市場へ並行輸入されることを阻止している。

（二）商品仕様やアフターサービスなどの区別により並行輸入を阻止する対策

(1)異なる区域における商品の特徴化

- 異なるデザイン

EX：台湾のsimカードをそのまま日本や米国の携帯電話機に使用することができない。

- 並行輸入商品のラベルと代理業者輸入商品のラベルとの差異の強化
- 電子製品ユーザインターフェースに使われる語言の限定

EX：製品には販売区域で使われる語言しか選択できないことにより、消費者の並行輸入商品を購入する意欲を低下させる。

- 異なる市場における製品の品質差を拡大する

EX： アジア人と欧米人は、乳液に対するニーズが異なるため、販売する乳液の機能も異なる。

(2)最善なアフターサービスの提供

最善なアフターサービスの提供を宣伝し、消費者権益の差異を説明する

(3)金利裁定の余地を下げる

(4)販路と商品の管理

（三）並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点

（1）関係条文

- 公平交易法第19条第6号（競争制限又は公平な競争の妨害への禁止）

「次に掲る行為の一つに該当するものであって、競争を制限し、又は公正な競争を妨害する恐れがあるときは、事業者はこれを行ってはならない：

六、取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為」

- 公平交易法施行細則第27条：

「本法第19条第6号にいう制限とは、セット販売、独占取引、地域、顧客又は使用の制限及びその他事業活動の制限を指す。前項制限が正当か否かは、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場構造、商品特性及び履行状況の市場競争に対する影響などから総合的に判断しなければならない。」

（三）並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点

(2) よくある態様

- 販売地域の限定
- 販売対象の限定
  - A. 全面転売禁止条項
  - B. 特定の転売対象の排除
  - C. 独占販売条項
- 転売価格の制限

（三）並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点

(3) 案例紹介：販売区域の限定

(4) 台湾法実務：公平交易法第19条に違反するか否かは、案件ごとにより認定する。

①甲は、公平交易法第19条に違反していないと主張：

公平会（82）公式字第51838号処分書

公平会（82）公式字第52348号処分書

- 理由：係争製品は市場のその他の製品との類似性の程度が高い、代替率が高い、該製品の市場競争が激しい、被告発者の市場占用率が高くなければ市場に与える影響は限られる等。制限を付す目的は、代理店の権益と利益を確保し、異なるブランド間との競争を促すことにある。

（三）並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点

②乙は、公平交易法第19条に違反したと主張した：

公平会（87）公処字第087号処分書

公平会（101）公処字第101153号処分書

- 理由：類似した製品の市場にはこの類の制限が存在せず、しかもこのような制限は代理店間の競争を妨げる。
- 理由：ネット通販は、従来の実店舗における取引方式のほかに、消費者が利用できる新たな取引方式であり、ネット販売を制限することは、消費者の取引方式の多様性を排除することになる。また、取引情報の透明化は効果的な競争を確保するための重要な要素であるため、代理店のネット販売を制限し、価格情報の透明化を抑制することは、実際に代理店の競争及び取引の自由を制限しており、さらに代理店が異なるブランドの販売方式を自由に決定することを剥奪していることから、競争を制限する虞がある。

三、並行輸入に対するよくある質問及びその法律対策

- **問題1**：並行輸入の特許商品を改造後に販売している場合について
- **問題2**：並行輸入の商標商品を改造後に販売している場合について

  【追伸1】：包装替えや詰め替えが行われた場合について

  【追伸2】：中国で製造された商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てられた場合について

  【追伸３】：並行輸入の製品を改造して車両検査に合格させる行為に違法性の問題について

  【追伸４】：並行輸入品の電圧の問題を解決する為、並行輸入品を改造せず、変圧器を付けて販売する行為に違法性の問題について

- **問題3**：並行輸入品である旨を十分表示せず、消費者に誤認を惹起する虞がある場合、違法性の問題について

  【追伸】：ネット販売やカタログ販売において、掲載情報と異なる製品の提供、一部に模倣品が混在する場合やメーカーや正規代理店等の関連会社であると誤認又は混同させる宣伝があった場合について

- **問題4**：代理商又は販売店の広告を盗用する場合について
- **問題5**：並行輸入業者の正規品説明書を無断複製使用する場合について

【追伸】：正規業者のHPでユーザーにダウンロードを認めているマニュアルを並行輸入業者がダウンロードし配布する場合について

- **問題6**：ライセンス又は輸入許可証未取得の場合について
- **問題7**：電気機器、事務機器、輸送機器などの工業製品は、「商品検査認証標章」を貼り付けていない場合について
- **問題8**：並行輸入業者が低価申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入など脱税の手段により、価格的な優位性を築く場合について

【追伸】：知的財産権に関する法令に違反する虞がある商品が台湾に輸入されたとき、知的財産権者が実施できる関連対策

- **問題9**：並行輸入商品は、中国語の表示【表示の内容について、商品名称、生産、製造又は輸入業者の情報、商品内容及び製造期日（と有効期限）などが含まれている】及びマニュアルに表示されていない場合について

- **問題10**：医薬品、化粧品、食品の並行輸入商品について、特に注意すべき事項又は問題

  【追伸１】：並行輸入品の商品表示で、賞味期限等の記載事項の改ざんラベルの貼替え等があった場合について

  【追伸２】：並行輸入された製品に台湾で未認可の成分が含まれている場合について

  【追伸３】：並行輸入された製品の効能について、台湾で未認可の効能の部分を広告する、或いは過大に広告する行為について

  【追伸４】：並行輸入された製品の成分表に記載されている成分が実際に含まれていなかった場合について

- **問題11**：中国産の並行輸入製品に対し、特に注意すべき事項又は問題

  【追伸】：経済部国際貿易局が輸入規制している品目の商品が並行輸入される場合、個人、業者に係わらず違法性の問題について

- **問題12**：法定の手続きをされておらず自動車の個人輸入について、違法性の問題
- **問題13**：機器の科技保護措置が勝手に解除された場合について

- 問題14：内国権利者が輸入した時点で、外国権利者とは無関係に独自のグッドウィルを形成している場合について

- 問題15：代理店・販売店契約書における「販売できる区域」の限定と再販禁止に関する規定について

  【追伸】：新品の製品を一旦販売登録することで中古品とすることにより、代理店・販売店契約の条項に抵触しない形にして並行輸出する行為について

- 問題16：並行輸入品に対するアフターサービスについて、メーカーや正規代理店がアフターサービスの義務について

  【追伸】：真正品を改造し、真正品の商標をはずし、自社商標を添付して並行輸出する行為に違法性の問題があるか？

- 問題17：台湾から海外への輸出（並行輸出）について、特に注意すべき事項又は問題について

  【追伸】真正品を改造し、真正品の商標をはずし、自社商標を添付して並行輸出する行為について

- **問題18**：並行輸入された正規品の電池や付属品を取り出し、安い電池、付属部品に取り替えて販売する行為について

- **問題19**：台湾以外（特に中国）のライセンス先企業の製品が、品質基準の観点から販売地域の制限契約条項があるにも係わらず台湾に並行輸入された場合について

- **問題20**：台湾以外のライセンス先企業が、販売地域及び製造地域の制限があるにも係わらず、台湾で委託生産させ、そのまま台湾国内に流通させる場合について

- **問題21**：台湾以外のライセンス先或いは委託生産先が生産した製品で、品質上引き取り拒否されたB級品が台湾に並行輸入された場合について

問題1：並行輸入の特許商品を改造後に販売している場合、特許権者はその改造販売者に特許権侵害を主張することができるのか

- 並行輸入の特許商品を改造後に販売している場合、国際消尽原則の境界線を超えると認め、特許権者はその改造販売者に、専利法第84条第1項の規定により特許権侵害を主張することができるのか？
- 前述の通り、台湾実務において関係判決は少ないが、アメリカ法では多く実際案例及び検討があり、下記の通りまとめることができ、類似情況であっても参考することができるはずである。

  Repair（回復）：特許侵害に構成しない

  Reconstruction（複製）：特許侵害に構成する
- 関連事例：

  EX：事務用機器（プリンタのインクタンクを改装）の場合、リサイクル品の特許侵害を認めた

  EX：特許を取得する化学物質を購入し、それを別種類の化学物質に複製した

問題2：並行輸入の商標商品を改造後に販売している場合、商標は変更されていなくても、商標権者はその改造販売者に法的な主張をすることができるのか？

- 並行輸入の商標商品を改造後に販売している場合、商標は変更されていなくても、国際消尽原則の境界線を超え、授権を得ずに他人の商標を使用したことを構成し、商標権者は当該改造販売者に、商標法第62条第1号の商標権侵害、及び刑法の詐欺罪を主張することができる。
- 関係実務の見解：
- 最高裁判所 80 年度第 1 回刑事廷会議

  最高裁判所 95 年度第 16 回刑事廷会議

  司法院（80）庁刑一字第 667 号

  「甲は真正品のバイク用エンジンオイルカンで廃棄オイルを装入し、利益を得る意図により真正品として販売した行為は、詐欺罪を構成した他、たとえ商標を模倣していなかったとしても、当該商標の使用権利がないのに使用したので、明らかに他人の商標専用権を侵害し、別途商標法第62条第1号の罪が成立するはずであり、2つの罪の間に手段、結果の牽連関係があり、最も重い刑により処断すべきである。」

- 司法院（78）庁刑一字第 1692 号

  法律問題：甲は市場で使用済みのエンジンオイル缶を集め（経済部中央標準局に登録取得した商標専用権の商標及び図形がある）、自ら別のエンジンオイルを装入し、真正 品として販売した行為は、商標法第62条第1号の罪を構成するのか？

  決議：商標法第62条第1号には、「同一商品に他人の登録商標図形を使用していること」を構成要件として規定しており、即ち当該商標が偽造であるか否かを問わず、使用した商標図形は他人のものと同一であれば構成し、これは刑法第253条に「他人を詐欺する意図をもって、既に登録した商標商号を偽造又は模倣する」と規定された偽造又は模倣を構成要件とすることと異なるため、商標を偽造又は模倣することを構成要件とせずに、甲の行為は商標法第62条第1号の罪が成立すると認定すべきである。

- 関連事例：

EX：真正の化粧品、スキンケア商品の空缶に普通の化学工業行の原料を入れ、真正品として販売した案例

EX：自ら並行輸入電気機器の電圧装置を改装した案例

【追伸1】：包装替えや詰め替えが行われた場合、並行輸入の問題があるか

- 関連判決：最高裁判所82年度台上字第5380号判決

  並行輸入品は工場出荷状態で販売すべきであり、「工場出荷状態で販売されたものでなく、不正加工・改造・変更が施されたにもかかわらず、当該商品に同一商標を表彰し、又は商品広告等同類文書に当該商標を使用し且つ当該文書を陳列若しくは頒布し、商標権者又は許諾使用者、指定代理店・販売店と消費者に混同誤認させるに足る場合」は、**商標権の侵害**と見なすべきである

- 包装替えの場合には、**商標権の侵害**と見なす

  EX:食品、調味料等商品を無断小分け販売したケース

  EX:容器を移し替える事により品質や風合いが変化するケース

  EX:容器を移し替える事により、賞味期限が短くなるケース

- 詰め替えの場合には、商品又は中身が真正商品でないため、**商標権侵害**及び**刑法上の詐欺罪**の問題に関わり、並行輸入とは関係がない

【追伸2】：中国で製造された商品を部品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てられた場合、並行輸入の問題があるか？

- 商品（例えば、バイク）を部品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てられた行為は、該商品に対する加工、改造、変更に当たる可能性がある。
- もし該商品の組立は既に商品の加工、改造又は変更に構成すれば、組立商品を販売する行為は、消費者の混同誤認を惹起する虞があるため、商標権侵害を構成する。

【追伸３】：並行輸入の製品を改造して車両検査に合格させる行為に違法性の問題があるのか？

- 商標権を侵害する虞がある。
- 但し、もし改造された並行輸入の製品は、ただ個人的な利用に供し、再販売の行為がなければ、違法性の問題がない。
- 工場出荷時の包装のまま販売せずに、勝手に加工、改造、変更した商品に同一商標を表彰した場合、又は、当該商標を商品の広告など同類の文書に付加し、陳列又は散布したことにより、消費者をして商標権者、その実施許諾者、指定した代理販売店、販売店のものであると混同誤認させ、悪意に他人の商標を使用した行為に属す場合、明らかに他人の商標専用権を侵害する範囲があるため、その情状により、商標法の刑罰規定が適用され処断される。

【追伸４】：並行輸入品の電圧の問題を解決する為、並行輸入品を改造せず、変圧器を付けて販売する行為に違法性の問題はないのか？

- 並行輸入商品を加工、改造又は変更するとの違法性の問題はない

- 理由：当該商品が真正商品であり、当該商品につき加工、改造又は変更しておらず、且つ当該変圧器も商標権者の同意を得ずに商標権者の商標を使用していないことを前提とした場合、並行輸入業者が変圧器を付けて当該製品を販売したことにより、商標法に違反することはない。

問題3：並行輸入品である旨を十分表示せず、消費者に誤認を惹起する虞がある場合、違法性の問題があるか？

- 並行輸入業者は下記の何れかに該当し、**商標権者、許諾使用者、指定代理店・販売店であると消費者に混同誤認させるに足る**場合は、商標法第69条第1項の規定により商標権侵害を主張する、及び公平交易法第21条若しくは第24条を主張することができる。
  A. 工場出荷状態で販売されず、不正加工・改造・変更が施された商品に、同一商標を表彰するとき
  B. 当該商標を商品の広告に使用し、宣伝を行ったとき
  C. 「並行輸入品」であることを明記していないとき

- 関連事例：
  EX：海外生産の真正品を台湾に並行輸入する際に添付するラベルに、台湾法人が使用している漢字商品名、商標を無断使用した案例

【追伸】：ネット販売やカタログ販売において、掲情報と異なる製品の提供、一部に模倣品が混在する場合やメーカーや正規代理店等の関連会社であると誤認又は混同させる宣伝があった場合、違法性の問題があるか？

- 商標法に違反し、商標権者の権利を侵害する問題がある
- 公平交易法第20条、及び第24条に違反するおそれがある：

1. 消費者を誤認混同させるためである。
2. 並行輸入業者の広告内容は、広告者が商品の台湾における『総代理店』と一般消費者をして誤認せしめ、虚偽不実且つ人に誤解を招く虞がある場合、可能構成公平交易法第21条の不実な広告を行う、及び第24条の取引に影響を与えるに足りる「欺罔」又は「著しく公平さを欠く」行為を構成する可能性がある。

問題4：代理商又は販売店の広告を盗用する場合、違法性の問題があるか？

- 実務上、正規代理店又は販売店の広告を並行輸入業者が無断で盗用した場合、著作権侵害の問題を構成する（著作権法第91条）
- 薬品広告は薬品業者に限って行うことができる。さもなくば罰金が課せられることになる（薬事法第65条）
- 化粧品広告の掲載又は放送にあたって、メーカーは、広告文案、映像等について事前に中央衛生主管機関又は直轄市の衛生主管機関の審査・許可を申し込み、放送・メディアへ許可証明書を提出しなければならない。さもなくば罰金が課せられることとなる（化粧品衛生管理条例第24条第2項）
- 衛生署の広告審査の原則・流れにより、薬用化粧品の広告掲載は、薬用化粧品許可証を保有する者より申し込まなければ、掲載することができない。申し込むことなく薬用化粧品の広告を掲載する場合には、罰金処分が課せられることになる

- 関連事例：

　EX：実務上、広告盗用による著作権侵害がよくある商品にはブランド服、スポーツ用品、時計、文房具、薬品、化粧品、電気製品等がある

　EX：侵害された商品が他のブランド品と一緒に並んだ合成写真

　EX：侵害された商品の写真の彩度をわざと下げている

問題5：並行輸入業者の正規品説明書を無断複製使用する場合、違法性の問題があるか？

- 日本人の著作物についても台湾の著作権法で保護される

2002年1月1日に世界貿易機関（WTO）に加盟後、台湾において「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」が適用されるようになった。
（Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights, Including Trade in counterfeit Goods, 略称TRIPS）

日本を含む現行全加盟国とは著作権に関する相互互恵関係が築かれたため、著作権法第4条第2号の規定により、日本人の著作物についても台湾の著作権法で保護されることになった。

- **説明書の複製は法律違反か？**
  - 肯定説：著作物であるので、著作権法の保護を受けるべきである
    （知財裁判所97年度民著訴字第11号民事判決）
    （台湾最高裁判所90年度台上字第3261号刑事判決）
    （台湾高等裁判所86年度上易字第1805号刑事判決）
  - 否定説：オリジナル性を有しない
    （台湾高等裁判所85年上訴字860号刑事判決）
    （台湾高等裁判所85上易字第549号刑事判決）

  - 最近、裁判所の見解で**肯定説**を採用するほうが多い
- 関連事例：
  EX：3C製品でよく見られている

【追伸】：正規業者のHPでユーザーにダウンロードを認めているマニュアルを並行輸入業者がダウンロードし配布する場合の違法性の問題は？

- 著作権に違反する虞がある
- マニュアル、操作説明書が著作権法にいう著作かは、実務見解としては「最高裁判所刑事90年台上字第3261号判決」を採用し、マニュアルは著作権法に言う著作であると認めている

問題6：ライセンス又は輸入許可証未取得の場合、違法性の問題があるか？

- 薬品及び含薬化粧品の輸入は、それぞれ薬事法（第39条、第20条、第77条）及び化粧品衛生管理条例（第7条1項）により薬商ライセンス及び輸入許可証等の発行を受けなければならず、そうでない場合、並行輸入業者を摘発することができる。

- 電信管制射頻器材の輸入は、主務官庁の許可を得て、且つ電信管制射頻器材輸入許可証の発行を受けなければ輸入できない。（電信管制射頻器材管理弁法第16条）。この類の装置の製造、輸入の業務を経営する場合、主務官庁の許可を得て、且つ経営許可証の発行を受けなければならない（電信管制射頻器材管理弁法第6条）。

- 関連事例：

　EX：薬品、含薬化粧品

　EX：アップルのタブレット型コンピュータIpad、任天堂ゲーム機Wii、コードレス電話、携帯電話、リモコン付き電器製品等が含まれる電信管制射頻器材の電器製品

問題7：電気機器、事務機器、輸送機器などの工業製品は、「商品検査認証標章」を貼り付けていない場合、違法性の問題があるか？

- 商品検験法第3条第3号の規定によると、主務官庁が指定する「農産品・工業製品・鉱物品」であれば、何れも法により検査認証を受けなければ輸入できず、そうしない場合、主務官庁に対し摘発することができる。
- 検査認証に合格して国家検査認証基準にパスした商品は、「商品検査認証標章」を貼り付けなければならない。

- 関連事例：

EX：電気機器（デジタルカメラ、家電製品、オーディオな）

EX：事務機器

EX：輸送機器（自動車部品、自動車、二輪車など）

問題8：並行輸入業者が低価申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入など脱税の手段により、価格的な優位性を築く場合、違法性の問題があるか？

- 並行輸入業者が低価申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託等脱税の手段により高額利益を稼ぐケースが多い

- 海外から並行輸入した課税すべき貨物は、調査により貨物税及び関税の脱税があると判明された場合、**関税**の脱税、申告漏れは、**関税法**及び**海関緝私条例**の規定により処理する。**貨物税**の脱税、申告漏れは、税関が**貨物税稽徴規則の関連規定**により追徴課税及び処罰を科することができる

- 海関緝私条例第 37 条第1項

輸入貨物の通関申告は、次の何れか一つに該当する場合は、**情状によって申告漏れした輸入税の二倍から五倍までにあたる額の過料に科す**、又は**貨物を没収、若しくは過料に処するともに没収めることができる**

一、輸入貨物の名称、数量又は重さにつき不実に申告したとき

二、輸入貨物の品質、価値又は規格につき不実に申告したとき

三、偽造、変造若しくは不実の発票又は証書を提出したとき

四、その他違法行為

- 貨物税条例第 32 条

納税義務者が次のいずれか一つに該当する場合は、**税金を補足徴収する**ほか、**補足徴収税金の倍から三倍までの過料に処する**

十、海外から輸入した課税すべき物品につき、規定により申告しなかった場合

【追伸】：知的財産権に関する法令に違反する虞 がある商品が台湾に輸入されたとき、 知的財産権者が実施できる関連対策

1. 海関配合執行商標及著作権益保護措施作業要点
 - 税関実務のやり方

 「<u>検挙/提示進出口侵害商標権及び著作権物品申請書</u>」
 (輸出入の商標権及び著作権を侵害する物品を告発/ 提示する申請書)

 権利者が該申請書を作成し（権利の類型、商標登録番号と登録年月日、著作権が台湾で保護を受け始める日付、権利者、ライセンシー、代理人）、且つ 関連資料を税関に提示する場合、もし税関は侵害疑いのある商品を発見した時、直ちに著的財産権者に通知することとする。
2. 海関査扣侵害商標権物品実施弁法
3. 海関査扣著作権或製版権侵害物実施弁法

問題9：並行輸入商品は、中国語の表示及びマニュアルに表示されていない場合、違法性の問題があるか？

- 商品標示法第8条第1項に、「輸入商品が流通し国内市場に流れるとき、**輸入業者**は本法の規定により**中国語標示**及び**マニュアル**以って表明しなければならず、**その内容は原産地の標示とマニュアルより簡略してはいけない。**」と規定されている
- 商品標示法第9条に、「商品が市場に流れるとき、**生産、製造又は輸入業者**は次の項を標示しなければならない：

  一、商品名称。

  二、生産、製造業者の名称、電話、住所及び商品の原産地。

  輸入商品に属するものは、**輸入業者の名称、電話、及び住所を標示しなければならない**。

  三、商品内容。

  四、国暦又は西暦の製造期日。ただし時効のあるものは、有効期日又は有効期限を加えて表示しなければならない。

  五、その他中央主管機関の規定により表示すべき事項 」と規定されている

- 商品標示法第15条に、「市場に流通する商品に次の事情の一があるときは、直轄市又は県（市）の主務官庁は生産、製造又は輸入業者に対して期限を定めて改善すべきことを通知しなければならない。期限内に改善しないときは、ニュー台湾ドル2万元以上20万元以下の過料に処し、且つ改正したまで連続的に処罰することができる：

①第7条第1項の規定に違反し標示したとき。

②第8条第1項の規定による中国語標示又は明細書を加えて標示をしないとき。

③第9条の規定による標示をしないとき。

④第10条の規定による標示をしないとき。

⑤第11条の規定に公告した行うべき事項又は表示方法に違反にしたとき。」

◎ 対策：

1. 並行輸入商品には中国語標示がないとき、主務官庁に上記商品表示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じされ、且つ罰金に処しされることができる
2. 【問題8と結合】並行輸入商品の中国語標示により、**輸入業者**の名称を知ることができ（表示していない場合、上述により主務官庁に告発を提出した後、知ることができる）、これにより当該輸入業者は税金を滞納しているのかを調査し、税金滞納の告発により間接的に並行輸入を阻止することができる。
3. 平行輸入業者若有竄改生產地、設計地等商品標示資訊時，主務官庁に上記商品表示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じされ、且つ罰金に処しされることができる

問題10：医薬品、化粧品、食品の並行輸入商品について、特に注意すべき事項又は問題があるか？

- 医薬品、化粧品、食品は国民の健康に密接な関わりがあるので、消費者の健康を守るために、法令上これ等商品の商品表示及び広告につき特別な規定が設けられている。

1. 輸入又は販売者の資格について
2. 商品表示に対する特別な要求がある
3. 広告の管理について

（一）医薬品：

- 定義
- 薬事法第39条、第22条、第77条等規定により、薬品が台湾に輸入する時、薬商資格、輸入許可を取得しなければならない
- 原則には並行輸入を禁止している

（二）化妝品：

- 定義

- 化粧品衛生管理条例第7条1項：
  薬用化粧品（医薬部外品）は**輸入許可を取得しなければならない**

- 化粧品（薬用ではないもの）の輸入は主務機関に準備検査を提起すればよく，原則には並行輸入を制限していない

（三）食品

- **定義**

- 輸入許可
  - 食品安全衛生管理法第21条１項：中央主務機関の公告によって指定した食品、食品添加物、食品器具、食品容器、包装又は食品用洗剤は、中央主務機関の検査を経て登録し、且つ許可証の発行を受けなければ、製造、加工、配合、改装又は輸入、輸出をすることができない。

【追伸１】：並行輸入品の商品表示で、賞味期限等の記載事項の改ざん、ラベルの貼替え等があった場合、違法性の問題はあるのか？

1. 医薬品

2. 化粧品

3. 食品

【追伸２】：並行輸入された製品に台湾で未認可成分が含まれている場合の違法性の問題は？

1. 医薬品
2. 化粧品
3. 食品

【追伸３】：並行輸入された製品の効能について、台湾で未認可の効能の部分を広告する、或いは過大に広告する行為の違法性の問題は？

1. 医薬品
2. 化粧品
3. 食品

【追伸４】：並行輸入された製品の成分表に記載されている成分が実際に含まれていなかった場合の違法性の問題は？

1. 医薬品
2. 化粧品
3. 食品

問題11：中国産の並行輸入製品に対し、特に注意すべき事項又は問題があるか？

- 中国産の並行輸入製品は原則として直接中国大陸から輸入することができない

- 「台湾地区與大陸地区貿易許可弁法」第7条第1項第1号の規定

【追伸】：経済部国際貿易局が輸入規制している品目の商品が並行輸入される場合、個人、業者に係わらず違法性の問題が発生するか？

- 台湾地域と大陸地域関係条例第86条
- 懲治走私条例第12条
- 海関緝私条例第36条
- 海関緝私条例第 37 条第1項

問題12：法定の手続きをされておらず自動車の個人輸入について、違法性の問題があるか？

- 原則として合法であり、あまり多くの制限はなく、自動車の輸入関税も大幅に下がっているのも、台湾人が海外から自動車を輸入する誘因となっている

- 但し、法により税関に正直に輸入税、貨物税、営業税、貿易役務の宣伝費を申告していない場合、関係税法により補充納付が命じられ、且つ脱税の罰金を倍額処されることとなる

問題13：機器の科技保護措置が勝手に解除された場合、何か問題あるか？

EX：携帯、デジカメが原販売者に販売地域言語の限定使用に設定されたが、解除されたことにより多数言語を使用することができるになった。

EX：PS2、WIIなど家庭用ゲーム機のゲームソフトは原販売者に正規ゲームソフトのみ読み取ることができると設定されたが、機種変更チップの入れることにより海賊版ゲームソフトも遊ぶことができる

EX：DVDのリージョンコードが解除された（複製防止措置）

法律対策：

- 著作権法第80条の2第1項：「著作権者が他人が無断で著作物にアクセスするのを禁止し又は制限するために採用したコピーガード措置については、合法的に許諾を受けない限り、これを解除し、破壊し、その他の方法を用いてこれを回避してはならない。」
- <u>民事責任</u>：著作権法第84条、著作権法第88条：行為差止請求権、損害賠償請求権。

- 店に持って解除させるとき、店はこの条の規範による
- 著作権法第80条の2第2項には、「コピーガード措置の解除、破壊又は回避を図るための設備、器材、部品、技術若しくは情報は、合法的に許諾を受けない限り、これを製造し、輸入し、**公衆の用に提供し又は公衆のために役務を提供し**てはならない。」と規定されている
- 科技中立の原則に基づき、全ての科技保護措置を回避できる行為は著作権法に制限されていることではなく、著作権法第80の2第2項には下記のいずれを符合しなければ適用することができない

（経済部智財局95年智字第094011197-0号書簡釈明）

1) コピーガード措置の解除、破壊又は回避を図るためのもの
2) 前項の用途以外、その商業用途が限られているもの
3) コピーガード措置の解除、破壊又は回避を図るため販売促進したもの

- **民事責任＋刑事責任**（著作権法96条の1：1 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台湾ドル2万元以上25万元以下の罰金を科し又はこれを併科する。）

問題14：内国権利者が輸入した時点で、外国権利者とは無関係に独自のグッドウィルを形成している場合、何の問題があるか？

EX:日本企業吉田股份有限公司の「PORTER及び図」商標
EX:日本企業高岡屋股份有限公司の「高岡屋」商標等

- 商標法第30条第１項第11号：「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせる虞があり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせる虞があるもの」と規定されている
- 商標法第30条第１項第12号：「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用、にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」と規定されている

問題15：代理店・販売店契約書における「販売できる区域」の限定と再販禁止に関する規定に、違法性の問題があるか？

- 競争を制限する「販売できる区域」の限定及び再販禁止等は公平交易法第19条第6号に違反する虞がある
- 公平交易法施行細則第27条第2項に、当該制限が正当なのかについては、当事者の意図、目的、市場地位、所属する市場の構造、商品の特徴及び履行した場合に市場競争に与える影響などを総合的に判断しなければならないと規定されている

【追伸】：新品の製品を一旦販売登録することで中古品とすることにより、代理店・販売店契約の条項に抵触しない形にして並行輸出する行為に違法性の問題があるか？

- 違法性の問題がない
- 但し、当事者間の代理店・販売店契約に違反する：信義則ないし権利濫用に当たる

問題16：並行輸入品に対するアフターサービスについて、メーカーや正規代理店がアフターサービスの義務を負うのか？

- 提供する義務を負わない
- 消費者保護法第7条の規定に「製品の設計、生産、製造に従事する者又は役務を提供する企業経営者は、製品を提供し市場に流通させる時又は役務を提供する時に、当該製品又は役務が当時の科学技術又は専門レベルで合理的に期待できる安全性に符合しなければならない」との規定があり、法律面では企業や製造業者にアフターサービスを提供するよう義務付けていない。

【追伸】真正品を改造し、真正品の商標をはずし、自社商標を添付して並行輸出する行為に違法性の問題があるか？

1. 実務見解と法的な規定がない

2. 違反する可能性のある規定：

① 商標法第69条第1項には、「商標権者はその商標権を侵害するものに対し、損害賠償を請求することができ、その侵害排除を請求することができる。侵害の恐れがあるときは、その防止を請求することができる。」と規定されている

② 公平交易法第24条：「交易秩序に影響する之欺罔又は公正を失う行為」と規定されている

問題17：台湾から海外への輸出（並行輸出）について、特に注意すべき事項又は問題があるか？

- 法律で並行輸出を禁止していない
- 対策：

1. 代理店、代理販売契約で販売地域の制限条項を約定すること：

EX:各地域の電圧が異なり、アフターサービスの提供のコントロール等**正当理由**に基づき、各地の代理業者、代理販売業者と販売地域の制限契約を締結し、制限の条項違約処罰を定めること

2. 税関と協力して差押えたり（但し輸出の情況には実益は高くない）、商品製造コートにつき販売地域によりコートをつけたりすること

問題18：並行輸入された正規品の電池や付属品を取り出し、安い電池、付属部品に取り替えて販売する行為に違法性の問題があるのか？

- 商標権侵害は可能である
- 並行輸入業者は下記の何れかに該当し、商標権者、許諾使用者、指定代理店・販売店であると消費者に混同誤認させるに足る場合は、商標法第69条第1項の規定により商標権侵害を主張する、及び公平交易法第21条若しくは第24条を主張することができる。

A. 工場出荷状態で販売されず、不正加工・改造・変更が施された商品に、同一商標を表彰するとき
B. 当該商標を商品の広告に使用し、宣伝を行ったとき
C. 「並行輸入品」であることを明記していないとき

問題19：台湾以外（特に中国）のライセンス先企業の製品が、品質基準の観点から販売地域の制限契約条項があるにも係わらず台湾に並行輸入された場合の違法性の問題は？その対策は？

- 契約違反の問題に過ぎない
- 対策：

1. 販売ルート管理を強化すること
2. 異なる製品デザインを強調すること
3. 並行輸入商品のアフターサーブすを提供しないことなど

問題20：台湾以外のライセンス先企業が、販売地域及び製造地域の制限があるにも係わらず、台湾で委託生産させ、そのまま台湾国内に流通させる場合の違法性の問題は？

- 原則上：契約違反の問題に過ぎない
- 但し、並行輸入業者は商標権者、許諾使用者、指定代理店・販売店であると消費者に混同誤認させるに足る場合は、商標法第69条第1項の規定により商標権侵害を主張する、及び公平交易法第21条若しくは第24条を主張することができる。

問題21：台湾以外のライセンス先或いは委託生産先が生産した製品で、品質上引き取り拒否されたB級品が台湾に並行輸入された場合の違法性の問題は？

- B級品：ライセンス契約の範囲に含まれないので、「模倣品」に属します
- 民事と刑事責任

ご清聴ありがとうございました